

平成 21 年 3 月 31 日  
雇児保発第 0331001 号  
障障発第 0331005 号

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



「保育所に入所している障害をもつ児童の専門的な治療・訓練を障害児通園施設で実施する場合の取扱いについて」の一部改正について

標記については、「保育所に入所している障害をもつ児童の専門的な治療・訓練を障害児通園施設で実施する場合の取扱いについて」（平成 10 年 11 月 30 日児保第 31 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長・厚生省児童家庭局保育課長連名通知）により取り扱われているところであるが、今般、上記通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 21 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

「保育所に入所している障害をもつ児童の専門的な治療・訓練を障害児通園施設で実施する場合の取扱いについて」  
 (平成10年11月30日児保第31号) の一部改正新旧対照表

○保育所に入所している障害をもつ児童の専門的な治療・訓練を障害児通園施設で実施する場合の取扱いについて  
 平成10年11月30日児保第31号各都道府県・指定都市・中核市 民生主管部(局) 長宛厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長・厚生省児童家庭局保育課長連名通知

改 正 後	改 正 前
児 保 第 3 1 号 平成10年11月30日	児 保 第 3 1 号 平成10年11月30日
【一部改正】平成21年3月31日 雇児保発第0331001号 平成21年3月31日 障障発第0331005号	
各 都道府県 指 定都 市 中 核 市	各 都道府県 指 定都 市 中 核 市
民 生 主管 部(局) 長 殿	民 生 主管 部(局) 長 殿
厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長 厚 生 省 児 童 家 庭 局 保 育 課 長	厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長 厚 生 省 児 童 家 庭 局 保 育 課 長
保育所に入所している障害をもつ児童の専門的な治療・訓練を 障害児通園施設で実施する場合の取扱いについて	保育所に入所している障害をもつ児童の専門的な治療・訓練を 障害児通園施設で実施する場合の取扱いについて
(略)	児童福祉行政及び障害福祉行政の推進については、かねてより特段の ご配慮を煩わしているところであるが、今般、標記について、別紙1のと おり広島市から疑義照会があり、これについて、別紙2のとおり取り扱う こととしたので、十分御留意の上、遺憾のないようにされたい。 なお、照会のあった広島市については、この通知をもって回答にかえる ので、御了知ありたい。
別 紙 1 (略)	別 紙 1 (略)

改 正 後	改 正 前
<p>別紙2 (回答)</p> <p>1. 保育所入所児童が障害児通園施設又は児童デイサービス事業所に通う場合の取扱いについて</p> <p>保育に欠ける児童が保育所に入所しており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通園施設等において専門的な療育・訓練を受けることが、その児童の発達状況の中で、療育の効果が得られる場合は、当該児童につき、保育所に入所していることが、障害児通園施設又は児童デイサービス事業所に通うことを妨げないものとする。</p> <p>また、本取扱いを行うに際しては、児童相談所と市町村の間で、十分連携を図り、当該児童において最善の措置を探ること。</p> <p>なお、本通知における障害児通園施設とは、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設をいう。</p> <p>2. 費用の支弁(支給)について</p> <p>① 保育所の場合</p> <p>(略)</p> <p>②の1 障害児通園施設に対する費用の支給</p> <p>障害児通園施設に係る給付費については、契約による利用となることから、「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」別表の障害児施設給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて得た額から、障害児の保護者が障害児通園施設に支払うウ②の1に規定する額を控除して得た額とする。</p> <p>②の2 児童デイサービスに係る費用の支給</p> <p>児童デイサービス事業所に係る費用については、契約による利用となることから、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める</p>	<p>別紙2 (回答)</p> <p>1. 保育所入所児童が障害児通園施設へ通所する場合の取扱いについて</p> <p>保育に欠ける児童が保育所に入所しており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通園施設において専門的な療育・訓練を受けることが、その児童の発達状況の中で、療育の効果が得られる場合は、当該児童につき、保育所に入所していることが、障害児通園施設に通所することを妨げないものとする。</p> <p>ただし、障害児通園施設の日々の通所人員は認可定員を超えないものとする。</p> <p>また、本取扱いを行うに際しては、児童相談所と市町村の間で、十分連携を図り、当該児童において最善の措置を探ること。</p> <p>なお、本通知における障害児通園施設とは、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児通園施設をいう。</p> <p>2. 費用の支弁について</p> <p>① 保育所の場合</p> <p>保育所運営費の支弁については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知、以下、「保育所運営費交付要綱」という。) 及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知)により月額を支弁する。</p> <p>② 障害児通園施設の場合</p> <p>障害児通園施設措置費の支弁については、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」(平成10年7月31日厚生省障第223号厚生事務次官通知、以下、「障害児施設措置費交付要綱」という。) 及び「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」の通知の施行について(平成10年7月31日障第446号障害保健福祉部長通知)で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については、次の算式により日割りで支弁する。</p> <p>その月の支弁額 = 月額保護単価 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>「一単位の単価」を乗じて得た額から、障害児の保護者が児童デイサービス事業所に支払う<u>②の2</u>に規定する額を控除して得た額とする。</u></p> <p>3. 費用の徴収について</p> <p>① 保育所の場合 (略)</p> <p>②の1 障害児通園施設に係る費用負担 障害児通園施設の利用に係る費用負担については、障害児の保護者は、通常の契約利用と同様に原則児童福祉法第24条の2及び第24条の20に基づき指定施設支援に要した費用の額等に応じ、算定された額を障害児通園施設等に支払うこと。</p> <p>②の2 児童デイサービスに係る費用負担 児童デイサービスの利用に係る費用負担については、障害児の保護者は、通常の契約利用と同様に原則障害者自立支援法第29条に基づき指定障害福祉サービス等に要した費用の額等に応じ、算定された額を児童デイサービス事業者に支払うこと。</p>	<p>3. 費用の徴収について</p> <p>① 保育所の場合 保育所運営費の国庫精算上の費用徴収については、保育所運営費交付要綱の第4で定める「保育所徴収金基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 障害児通園施設の場合 障害児通園施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、障害児施設措置費交付要綱の5の(5)で定める表1「障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)」を基に、次の算式により日割りで徴収する。 <u>その月の徴収額</u> <u>徴収金基準額：その月の開園日数×その月の通園した日数</u> (注) 10円未満の端数は切り捨てる。 また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p>